

小 型 空 調 契 約

(選 択 約 款)

2019 年 10 月 1 日 実 施

大 牟 田 瓦 斯 株 式 会 社

目 次

	頁
1. 目 的	1
2. 用語の定義	1
3. 適用条件	1
4. 契約の締結	1
5. 料 金	2
6. 設置確認	2
7. その他	2

1. 目的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ当社の供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 用語の定義

- (1) 「小型空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器および冷凍能力 175.8kW (50US. RT) 以下のガス吸収式の機器をいいます。
- (2) 「その他期」とは、4月使用分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)から11月使用分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)までの8か月間をいい、「冬期」とは、12月使用分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から3月使用分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの4か月間をいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (5) 「単位料金」とは、基準単位料金または一般ガス供給約款に定める調整単位料金をいいます。

3. 適用条件

使用者が、小型空調機器を使用し、小型空調機器のガスの使用量を計量する専用のガスメーター(以下「小型空調機器専用ガスメーター」といいます。)を設置する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

4. 契約の締結

- (1) 使用者は、適用する料金その他の供給条件を定めた小型空調契約1種または小型空調契約2種のいずれかを契約していただきます。
- (2) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (3) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約または供給約款に定める料金への変更をした使用者が、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更

または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(4)において同じ）。

(4) 当社は、本契約の契約期間満了前にこの選択約款に定める他の契約種別または他の選択約款（一般ガス供給約款に定める料金を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

(5) お客さまが希望する場合又は当社が必要とする場合は、ガスの供給及び使用に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。この場合、契約は、(1)にかかわらず契約書作成時に成立いたします。

5. 料 金

(1) 当社は、小型空調契約1種には別表の料金表1を、小型空調契約2種には別表の料金表2を適用して、一般ガス供給約款の定める計算方法を適用して、早取料金または遅取料金を算定いたします。

6. 設置確認

(1) 当社は空調機器の設置の有無等、3の適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、需要場所への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はただちにこの選択約款に基づく契約を解約し、解約日以降一般契約を適用することがあります。

(2) 空調機器を取り外すなど、3に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。

なお、適用条件を満たさなくなった場合は、この選択約款に基づく契約を解約したものといたします。

7. その他

(1) その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付則

1. 実施の期日

本選択約款は、2019年10月1日から実施いたします。

2. この選択約款の揭示

当社は、この選択約款を、本社において揭示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の選択約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

(別 表)

1. 料金表1 (小型空調契約1種)

(1) 基本料金 46 ヲヅヅル

1 ヲヅ及ビガスメーター1 個にツヅ	5 5 0 0 . 0 0 円
--------------------	-----------------

(2) 基準単位料金

46 ヲヅヅル

冬期基準単位料金	1 立方メートルにツヅ	1 2 9 . 9 5 円
----------	-------------	---------------

その他期基準単位料金	1 立方メートルにツヅ	1 2 6 . 1 4 円
------------	-------------	---------------

3. 料金表2 (小型空調契約2種)

(1) 基本料金 46 ヲヅヅル

1 ヲヅ及ビガスメーター1 個にツヅ	4 0 7 0 . 0 0 円
--------------------	-----------------

(2) 基準単位料金

46 ヲヅヅル

冬期基準単位料金	1 立方メートルにツヅ	1 6 5 . 9 1 円
----------	-------------	---------------

その他期基準単位料金	1 立方メートルにツヅ	1 5 9 . 2 4 円
------------	-------------	---------------